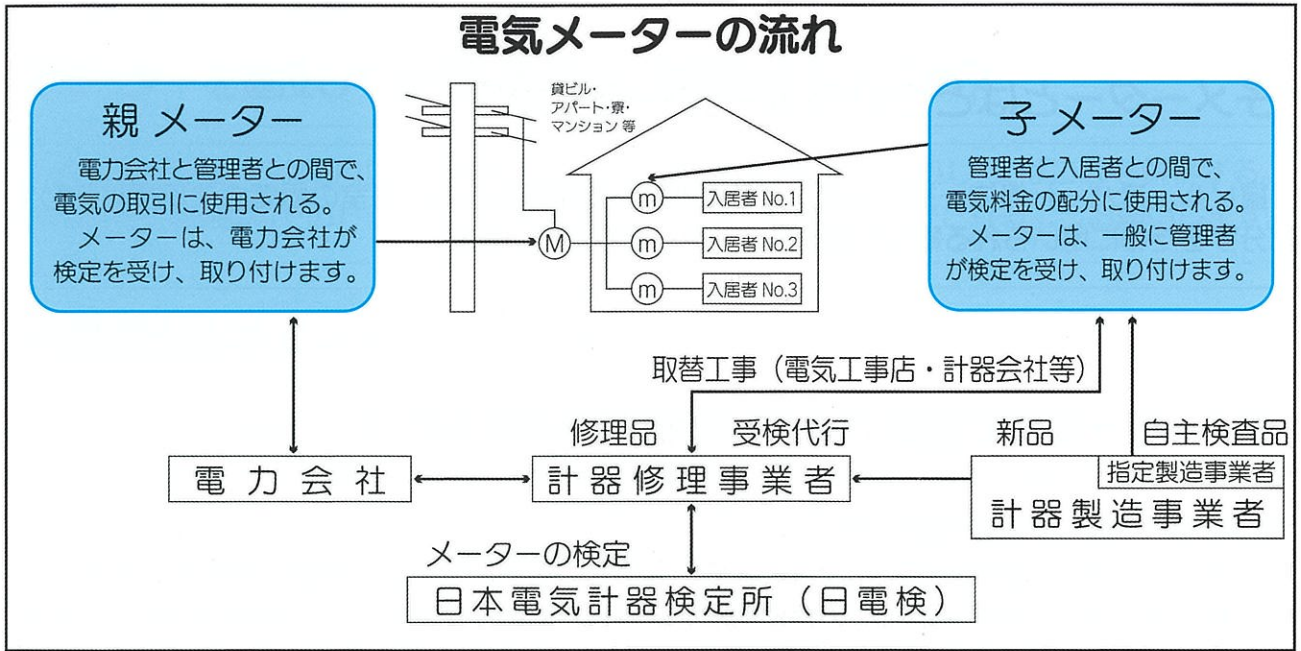


子メーター管理者の皆さまへ

証明用電気計器（子メーター）の有効期限を確認してください。

★ 九州経済産業局

★ 九州地区証明用電気計器対策委員会

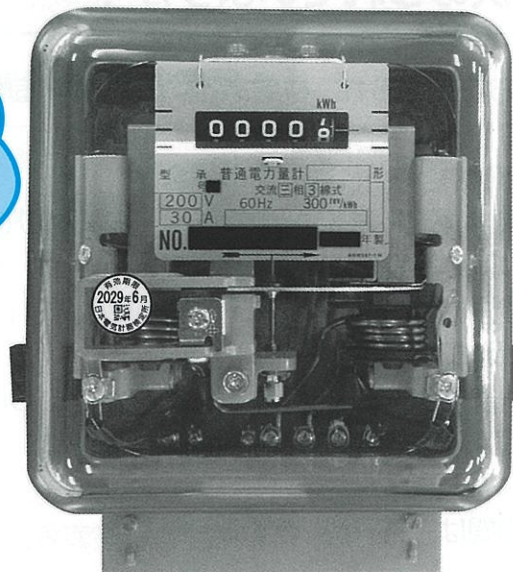


- 子メーターには有効期限があります。ラベル等により確認しましょう。
 - 子メーターは、計量法により検定あるいは指定製造事業者が行う自主検査に合格したもので、かつ有効期限内のものでないと使用できません。
- また、都道府県及び特定市の立入検査等が実施され、計量法に違反した子メーターを使用すると罰則が科せられることがあります。

※計量法による子メーターの有効期限確認のための立入検査は、都道府県及び特定市（各地方自治体の計量検定所または計量検査所）自身によって行われ、現在、民間その他の機関に、立入検査や調査を委託している事実はありません。

電気メーターの例（単独計器）

有効期限は、ラベルに表示しています。



検定ラベル (検定に合格したもの)	適合ラベル (自主検査に合格したもの)
<p>封印キャップ 検定証印</p>	<p>基準適合証印 封印キャップ</p>

※2018年12月までに貼られたラベルの有効期限の年は、元号(平成)で表示しています。
 ※有効期限が2026年3月までの検定ラベルと一緒に使われる封印キャップには、検定証印及び有効期限(元号(平成))を表示しています。

変成器と組み合わせて使用する 証明用電気計器（子メーター）の場合

変成器とは？

比較的大きな電力を消費する事業所で使われ、計器用変圧器（高い電圧を110Vにします。）と変流器（大きな電流を5Aにします。）のことで。

これらに組合せる変成器付電気計器の定格は、一般的に110V、5Aです。

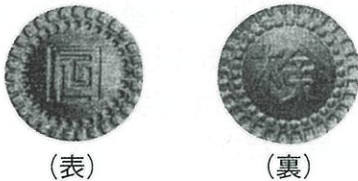
変成器付計器の有効期限

組合せる変成器の一次側（高電圧及び大電流側）の定格及び計器の種類によって7年と5年の有効期間があります。

裏面のQ & Aを参照

変成器付計器の例

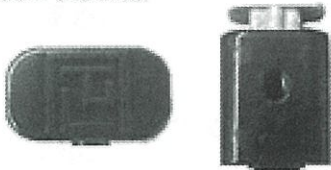
2008年12月までの合格計器及び変成器



(表)

(裏)

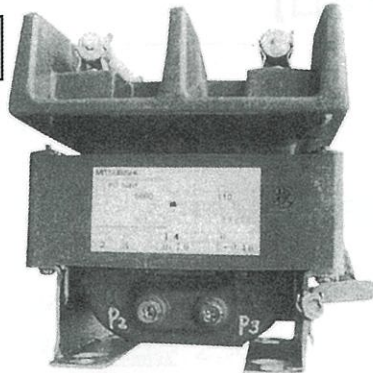
2009年1月からの合格計器及び変成器



(底面)

(正面)

変成器（計器用変圧器）の例



変成器（変流器）の例



合番号票



検定有効期限は、
検定票に表示して
あります。

検定票

小判状の茶かっ色または灰色のファイバー製で有効期限を表示し、メーターのみに取り付けてあります。
(検定ラベルは貼付しません。)

表面 ○ 2026 6
有効期限が2026年6月を示す。

裏面 ○ 岡 00123
検定番号で、有効期限には関係ありません。

〔茶かっ色の検定票は有効期間が「7年」のものに、灰色の検定票は「5年」のものに使用しています。〕
なお、一部例外があります。

合番号票

変成器付計器と変成器の組合せが予め決められており、電気メーターと変成器の双方に黄銅製の同一の合番号票が取り付けてあります。

表面 ○ 岡 00123
合番号が刻印してあります。

裏面 ○ 2019 6
変成器の検査年月で2019年6月を示す。

※2018年12月までに取り付けられた検定票及び合番号票の年は、元号(平成)で表示しています。

電気の子メーターに関する



★ 子メーターとはどういうメーターですか？

貸ビル、アパート等で一括して電力会社に支払った電気料金を、各室の電気の使用量に応じて配分するために用いられる電気計器を子メーターと呼んでいます。

★ 子メーターは検定を受けなければ使用できませんか？

計量法第16条（使用の制限）で、

- (1) 検定証印または基準適合証印が付されていないものを使用することが禁じられています。
- (2) 検定証印または基準適合証印の有効期限を経過したものを使用することが禁じられています。
- (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、同じ合番号が付されていない変成器とともに使用することが禁じられています。

したがって、子メーターは、検定あるいは自主検査に合格したもので有効期間内のものでなければ使用できません。目的とするところは、電力会社の取引用電気メーターと同様に「公平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすことにあります。

★ 有効期間は、どのように決められていますか？

計量法施行令第18条で下記のとおり定められ、検定あるいは指定製造事業者が行う自主検査に合格した月の翌月1日から起算して

- (1) 単独計器（電気メーターのみで変成器を使用しない）の場合
 - ・ 定格電流が、30A、120A、200A 及び 250A の電気メーター並びに定格電流が 20A 及び 60A の電子式の電気メーターの有効期間は、「10年」です。
 - ・ 定格電流が、20A 及び 60A の機械式の電気メーターの有効期間は、「7年」です。
- (2) 変成器付計器（変成器とともに使用する電気メーター）の場合
 - ・ 電子式の電気メーター及び定格一次電流が 120A 以下の変流器とともに使用される電気メーター（定格一次電圧が 300V を超える変圧器とともに使用される電気メーターを除く。）の有効期間は、「7年」です。
 - ・ 上記以外の電気メーターの有効期間は、「5年」です。

★有効期限は、どこを見ればわかりますか？

ラベルまたは検定票によって表示しています。

(1) ラベルで表示する場合（単独計器）

子メーターのガラスカバーやケースの正面に貼付された白地のラベルに、黒の算用数字で有効期限を表示しています。

(2) 検定票で表示する場合（変成器付計器）

子メーターの正面に向かって、右側の封印ネジに取り付けられているファイバー票を検定票といい、有効期限を算用数字で刻印しています。

★子メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

計量法第172条では「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とあります。当事者間でのトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いします。

★期限切れの子メーターを取り替えるには？

最寄りの電気工事店または計器会社に依頼して、検定済の新しい子メーターに取り替えるか、使用中の子メーターを一度取り外し、計器会社に依頼して整備調整した後、検定を受けて合格したものを取り付けます。永年使用した子メーターは、完全に整備調整した後でなければ、検定を受けられません。詳しくは、日本電気計器検定所の相談窓口にお問い合わせください。

【計量法（証明用電気計器）についてのお問い合わせは】

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ☎ 092-482-5517 FAX 092-482-5398

【証明用電気計器についての相談窓口】

日本電気計器検定所 九州支社 ☎ 092-541-3031 FAX 092-541-2979

【九州地区証明用電気計器対策委員会】

構成機関は下記のとおりです。

九州経済産業局

福岡県計量検定所

北九州市計量検査所

福岡市計量検査所

久留米市消費生活センター

九州電力株式会社

一般財団法人九州電気保安協会

一般社団法人九州電気管理技術者協会

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会九州地区本部

一般社団法人日本電設工業協会九州支部

一般社団法人全九州電気工事業協会

三菱電機株式会社九州支社

九電テクノシステムズ株式会社

(事務局)日本電気計器検定所九州支社

☎815-0032 福岡市南区塩原2-1-40